

豊中エコショップ制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の発生抑制、減量化又は再資源化に取り組む店舗等を「豊中エコショップ」(以下「エコショップ」という。)として認定し、事業者の環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、市民に事業者の取組みについて周知を行うことで、廃棄物の発生抑制、減量化又は再資源化の一層の推進を図り、併せて市内事業者のこれらの取組みを支援することを目的とする。

(認定等運営組織)

第2条 エコショップの認定及び周知等本制度の運営については、豊中エコショップ制度運営協議会(以下「協議会」という。)が行うものとする。

(対象)

第3条 この要領に基づくエコショップの認定の対象は、本市の区域内に存する次の店舗等とする。

- (1) 直接消費者に物品の販売やサービスの提供を行う店舗
- (2) 飲食店
- (3) 前2号に該当する店舗又は飲食店を構成員の中に含む商店街、ショッピングセンター等商業団体

(種別)

第4条 協議会は、すでにエコショップに認定された店舗のうち、優れた取組を行っているエコショップを、優良エコショップとして、また、取組内容が特に顕著である場合には、優秀エコショップとして、ステップアップ認定できるものとする。

- 2 ステップアップ認定の対象は前条第1号及び第2号に該当するものとする。

(申込み)

第5条 エコショップの認定を受けようとする店舗は、エコショップ認定申込書(様式1)を協議会に提出するものとする。

- 2 すでにエコショップに認定された店舗が、ステップアップ認定を受けようとするときは、エコショップステップアップ認定申込書(様式2)を協議会に提出するものとする。

(認定基準)

第6条 エコショップの認定基準は、別表1に定める取組項目のうち、第3条第1号に該当するものについては5項目以上、同条第2号又は第3号に該当するものについては3項目以上該当している場合とする。

2 エコショップのステップアップ認定基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 優良エコショップの認定基準は、エコショップに認定された後1年を経過し、かつ、別表2に掲げる評価項目の評価点が基準点以上に達している場合とする。

(2) 優秀エコショップの認定基準は、優良エコショップに認定された後1年を経過し、かつ、別表3に掲げる評価項目に基づく評価点が基準点以上に達している場合とする。

(認定の有効期間)

第7条 エコショップの認定の有効期間は、2年とする。ただし、初回の有効期間は、次条第1項の規定により認定した日から1年を経過した日の属する年度末とする。

2 優良エコショップ及び優秀エコショップの認定の有効期間は、2年とする。ただし、初回の有効期間は、次条第1項の規定により認定した日から1年を経過した日の属する年度末とする。

(認定及び更新)

第8条 協議会は、第5条の認定申込書の提出があったときは、当該申込書に基づき内容の審査を行い、認定した場合は、申込者に認定証及びステッカーを交付する。

2 エコショップの認定及びステップアップ認定は毎年行い、認定の時期は別に定める。

3 前条第1項に規定する有効期間の満了後引き続き認定を受けようとするエコショップ認定店は、当該有効期間の満了日の30日前までに、更新申込書兼取組み状況報告書(様式3)を協議会に提出するものとする。

4 前条第2項に規定する有効期間の満了後引き続き優良エコショップ又は優秀エコショップの認定を受けようとする優良エコショップ又は優秀エコショップ認定店は、当該有効期間の満了日の30日前までに、更新申込書(様式4)を協議会に提出するものとする。

5 前項の規定による認定の更新を受けなかった店舗等は、速やかにステッカーを協議会に返納しなければならない。

(認定事項の変更)

第9条 エコショップの代表者は、申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、速やかに変更内容を協議会に届け出るものとする。

(認定の取消等)

第10条 協議会は、エコショップが次のいずれかに該当するときは、認定の取消しを行うことができる。

(1) エコショップから認定の取消の申出があったとき。

(2) エコショップの廃業が確認されたとき。

(3) エコショップが第5条に規定する認定基準に該当しないと認められるとき。

(4) その他認定店として適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により認定の取消しを受けた店舗等は、認定証及びステッカーを協議会に返納しなければならない。

(ロゴマークの使用)

第11条 本制度を広く周知するため、ロゴマークを別途定めるものとする。

2 エコショップは、前項の規定により定められたロゴマークを使用して広告を行うことができる。ただし、販売する商品に付してはならない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

1 この要領は、平成25年5月20日から施行する。

2 この要領は、平成28年6月29日から施行する。

3 この要領は、平成29年1月30日から施行する。

4 この要領は、令和2年8月6日から施行する。